

# 委託業務仕様書

## 1 業務名

令和8年度関西広域連合資格試験・免許事務に係る補助業務

## 2 目的

本業務は、関西広域連合における資格試験及び免許事務に係る受験願書の受付、審査及び受験情報の登録、免許情報の登録等の業務を民間委託することにより、業務の迅速化と当該業務の質の向上を図ることを目的とする。

## 3 業務場所

大阪府大阪市北区中之島五丁目3番51号大阪府立国際会議場11F 関西広域連合本部事務局、その他関西広域連合が指定する場所

## 4 契約期間

契約締結の日～令和9年3月31日（水）

## 5 業務実施期間

下記の土、日、祝日を除く95日間。就業時間は午前9時00分から午後5時30分までの7時間45分（ただし、午後0時15分から午後1時までを除く。）とする。

- ① 令和8年8月28日（金）から9月16日（水）まで
- ② 令和8年11月25日（水）から12月10日（木）まで
- ③ 令和9年1月12日（火）から1月15日（金）まで
- ④ 令和9年1月25日（月）から3月3日（水）まで
- ⑤ 令和9年3月10日（水）から3月30日（火）まで

## 6 業務内容

### (1) 試験・免許関連事務

- ① 准看護師試験業務（受験者数 約1,200人）
  - 受験願書の受付、審査及び受験情報の登録
    - ・ 受験願書の受付及び開封
    - ・ 受験者受付簿の作成（受験願書情報の確認及びデータ補正）
    - ・ 受験願書の一次審査（不足書類の有無）
    - ・ 受験願書の二次審査（記載内容等の不備の有無）
  - 受験票の作成、確認及び発送準備（書類整理含む。）
  - 合否証書の作成、確認及び発送準備（書類整理含む。）
- ② 准看護師・調理師・製菓衛生師免許業務
  - 免許申請書の受付、審査及び免許申請情報の登録

(2) その他本資格試験・免許に係る業務

## 7 業務に係る人員配置

(1) 業務責任者について

受注者は、業務の管理及び統轄者として、業務の技術上の管理を行う業務責任者1名及び副業務責任者1名（以下「業務責任者等」という。）を定め、その氏名その他必要な事項を関西広域連合に書面で通知しなければならない。その者を変更したときも同様とする。

①業務責任者の人数

- ・ 5に掲げる期間、1名

②業務責任者の適性

- ・ 専用システム等を使用することから、情報システムの操作に係る知識の造詣が深く、当業務の趣旨を理解し、監督者として適切に指揮及び命令が行えること

(2) 業務従事者について

受注者は、従事者等の氏名を関西広域連合に書面で届け出なければならない。従事者等を変更したときも、同様とする。

①業務従事者の人数

- ・ 下記表に記載のとおり

②業務従事者の適性

- ・ パソコン入力業務に習熟していること
  - ※Excelの数式を理解しており、文書入力が1分間に100以上入力できる等
- ・ 書類の扱いに慣れた者であること
  - ※個人情報を扱うため、適切に文書管理を行える職員であること

③業務従事者の職員の配属

- ・ 職員変更に伴い想定される連携不足等のトラブルを軽減させるため、配置期間に記載する期間は同一の職員を配置させるとし、同一の職員が配置できない場合は、受注者において円滑に業務が可能となる措置を講じること。

No	資格・試験種別	業務内容	配置期間		日数	業務従事者数 (業務責任者を除く)		
			始期	終期		人数	うち、パソコン入力業務に習熟した者	人日
1	調理師・製菓衛生師免許	試験合格者新規申請業務	8月28日(金)	9月16日(水)	14	1	1	14
2	准看護師試験	願書等審査業務	11月25日(水)	12月10日(木)	12	1	1	12
3	准看護師試験	受験票発行等業務	1月12日(火)	1月15日(金)	4	1	1	4
4	調理師・製菓衛生師免許	養成施設一括申請業務	1月25日(月)	3月3日(水)	26	1	1	26
5	准看護師試験	合否通知作成業務	3月10日(水)	3月15日(月)	4	1	1	4
6	准看護師免許	試験合格者新規申請業務	3月16日(火)	3月30日(火)	10	1	1	10
合計					70			70

※上記の人員配置表は想定であり、配置期間や業務従事者数は試験日程等を踏まえて受注者と関西広域連合が協議の上、決定する。

### (3) 監督職員について

関西広域連合は、この契約に基づく関西広域連合の権限のほか、次に掲げる事項について監督職員に委任することができる。また、監督職員を置いたときは、その氏名及び委任した権限の内容を受注者に通知しなければならない。その者を変更したときも同様とする。

#### 【監督職員に委任する事項】

- ・ 関西広域連合の意図する成果品を完成させるための受注者又は受注者の業務責任者等に対する指示
- ・ この契約の履行に関する受注者又は受注者の業務責任者等との協議
- ・ 業務の進捗の確認、仕様書の記載内容と履行内容との照合その他履行状況の監督

### (4) 出向社員等の取扱いについて

受注者が、当該業務を履行するに当たり、他者から出向元と出向先との間で締結された出向契約により、出向先企業の業務に従事する社員、又は派遣される社員（以下「出向社員等」という。また、当該業務に係る入札公告日又は見積書依頼日の1年以上前かつ入札参加停止措置に該当する日以前から受注業者と出向又は派遣関係が確認できる者を除く。）を受け入れる場合、以下の2点は原則禁止とする。

ただし、受注業者から、業務の安全かつ確実な引継ぎ、熟練労働者の確保、雇用の安定等のために最低限必要な出向社員等の受入れについて、禁止事項②に限って、関西広域連合に事前に承認願いがあれば承認基準の全てに該当する場合は承認する。

なお、関西広域連合が承認した場合であっても、受注者は出向社員等に本契約に基づく一切の義務を遵守させるとともに、全ての行為及び結果について責任を負うものとする。

### 【禁止事項】

- ①基幹社員（業務責任者等）への出向社員等の受入れ
- ②入札公告日から契約締結日まで又は出向受入時において、構成府県の規定する入札参加停止要綱等に基づく入札参加停止措置を受けている者又は措置要件に該当する者（ただし、民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申立て又は会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申立てをしたことにより入札参加停止の措置を受けたものを除く。）並びに関西広域連合暴力団排除措置要綱に基づく入札参加排除措置を受けている者又は第24条第1項第6号から第7号に該当する者からの出向社員等の受入れ

### 【承認基準】

- ①労働者派遣事業法、職業安定法等の労働法規に違反していないこと。  
（労働者の供給事業などの違法な行為を行っていないこと。）
  - ②受注業者及び出向元（派遣元）企業が、会社法（平成17年法律第86号）第2条第4号に定める親会社と同条第3号に定める子会社の関係にないこと。
  - ③出向元（派遣元）企業が関西広域連合暴力団排除措置要綱に基づく入札参加排除措置を受けている者でないこと。
- (5) 受注者は、本業務に従事させる社員及び業務従事者として雇用する者全員について、次の①から③までの事項を各人に確認し、関西広域連合に誓約書（別紙1）を提出すること。
- ①調理師、製菓衛生師及び准看護師試験の受験者（受験予定者を含む。）又はその関係者（親族、友人又は知人等）ではないこと。
  - ②調理師、製菓衛生師及び准看護師試験に関する受験指導並びに試験問題、受験者及び合格者等の調査又は分析を行ったことがなく、かつ、現に行っていないこと。
  - ③調理師、製菓衛生師及び准看護師試験に関する受験指導並びに試験問題、受験者及び合格者等の調査若しくは分析を行ったことがある者又は現に行っている者の関係者（親族、友人又は知人等）ではないこと。
- (6) 労務管理について
- 受注者は、業務従事者並びに業務責任者等の使用者として、労働基準法（昭和22年法律第49号）、労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）、職業安定法（昭和22年法律第141号）、最低賃金法（昭和34年法律第137号）その他関係法令を遵守し、責任をもって労務管理を行うものとする。
- (7) 従事者等に対する措置請求について
- 関西広域連合は、従事者等がその業務の実施に著しく不適切と認められるときは、受注者に対して、その理由を明示した書面により必要な措置を請求することとし、受注者は当該請求を受けた日から10日以内に対応を検討して結果を回答しなければならない。
- また、受注者は、監督職員がその職務の執行につき著しく不適切と認められるときは、関西広域連合に対し、その理由を明示した書面により必要な措置を請求することとし、関西広域連

合は、当該請求を受けた日から 10 日以内に回答しなければならない。

## 8 個人情報の適正管理

- (1) 受注者は、本業務において、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 58 号）及び関西広域連合個人情報保護条例（平成 23 年関西広域連合条例第 5 号）等の関係法令等を遵守するとともに、内部における個人情報の安全管理責任体制を構築して維持しなければならない。
- (2) 受注者は、個人情報の取扱いに係る作業責任者を定め、関西広域連合に書面で報告するとともに、作業責任者を変更した場合は速やかに関西広域連合に書面で報告しなければならない。また、作業責任者は、作業従事者を適切に監督しなければならない。
- (3) 受注者は、作業従事者全員に対して、個人情報の保護、情報セキュリティに対する意識の向上その他本委託業務の適切な履行に必要な教育及び研修を実施しなければならない。
- (4) 本業務に伴い受注者が作成したドキュメントの著作権を含め、この契約により生ずる一切の権利は関西広域連合に帰属する。ただし、受注者が作成した既存ドキュメントについての著作権は、関西広域連合に帰属させる必要はない。
- (5) この契約が契約解除その他の理由により終了したときは、受注者は、関西広域連合が貸与したデータ、その他資料の一切を速やかに関西広域連合へ返却しなければならない。取込済みデータは、受注者が経費を負担して抹消しなければならない。
- (6) 受注者及び本業務に携わる受注者の従事者等は、本業務によって知り得た関西広域連合の業務上の情報及び個人情報等を本業務以外の目的に使用又は第三者に開示若しくは漏洩してはならず、契約の解除及び期間満了後においても、個人情報の漏えい、滅失又は損傷の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。さらに保有する必要がなくなったときは、確実かつ速やかに廃棄し、又は消去しなければならない。なお、必要な措置として留意する内容は次のとおり。

### 【留意する内容】

- ・ 個人情報の利用者、作業場所及び保管場所の限定及びその状況の台帳等への記録
- ・ 施錠が可能な保管庫又は施錠若しくは入退室管理の可能な保管室での個人情報の保管
- ・ 個人情報を取扱う場所の特定及び当該場所における名札（氏名、会社名、所属名、役職等を記したもの）の着用
- ・ 定められた場所からの個人情報の持ち出しの禁止
- ・ 個人情報を電子データで持ち出す場合の、電子データの暗号化処理等の保護措置
- ・ 個人情報を移送する場合の、移送時の体制の明確化
- ・ 個人情報を電子データで保管する場合の、当該データが記録された媒体及びそのバックアップの保管状況に係る確認及び点検
- ・ 私用パソコン、私用外部記録媒体その他の私用物を持ち込んでの個人情報を扱う作業の禁止
- ・ 個人情報を利用する作業を行うパソコンへの業務に関係のないアプリケーションのインストールの禁止
- ・ 上記項目の従事者への周知

※個人情報管理台帳（例）

項目	内容
受託業務名	
受領年月日	
個人情報が記録されている媒体・数量	(例) 紙 ○○枚、USB○○
主たる個人情報の種別	(例) 申請者の氏名・住所・電話番号
個人情報の保管場所	(例) ○○室内鍵つきロッカー
管理責任者名	
作業従事者名	
作業場所	
作業場所からの持出しの有無	(「有」の場合、持出管理簿等を別途作成)
複写の有無	(「有」の場合、複写管理簿等を別途作成)
廃棄・返却年月日	

## 9 その他

- (1) 受注者は、契約締結後 14 日以内に業務実施計画書（受験願書の受付業務を除く）を作成し、関西広域連合に提出し、その承諾を得なければならない。また、契約期間又は仕様書が変更された場合、関西広域連合は、必要があると認めるときは受注者に業務実施計画書の訂正を請求することができ、受注者は請求後 14 日以内に関西広域連合に訂正した業務実施計画書を提出し、その承諾を得なければならない。
- (2) 業務の履行場所において、受注者が関西広域連合本部事務局内で作業を実施する場合は直接使用する電力、水道及びガスにかかる料金は関西広域連合が負担するものとする。  
受注者は、作業を実施するに当たって、これらを極力節約し、効率的に使用しなければならない。また、受注者が業務を実施するに当たって使用する消耗品等は、原則として受注者が負担するものとする。  
その他関西広域連合が指定する場所においては作業を実施する場合は、受託者において全ての経費を負担するものとする。
- (3) 関西広域連合は、必要がある場合には、受注者と協議の上、業務の内容を変更し、又は業務を一時中止することができる。この場合において、契約金額又は委託期間を変更する必要があるときは、受注者と協議の上、書面によりこれを定める。
- (4) 関西広域連合及び受注者は、仕様書の想定受験者数を基準として、20%を超える数の受験者数の増減があった場合には、協議によって契約金額の見直しを行うことができる。また、関西広域連合は、試験開始時刻の大幅な繰下げ等突発的事項への対応等により時間延長した場合など、本契約締結後に発生した想定外の事由により受注者に追加負担が発生した場合は、受注者と協議の上、関西広域連合が必要と認めた額を受注者に支払うことができる。
- (5) 受注者は、業務について、契約書に定められたとおり履行できないことが明らかになったときは、遅滞なく関西広域連合に報告しなければならない。
- (6) 受注者は、契約の履行に当たって、暴力団員及び暴力団密接関係者等から社会通念上不当な要求又は契約の適正な履行を妨げる行為（以下「不当介入」という。）を受けた場合は、断固としてこれを拒否するとともに、書面により速やかに、関西広域連合に報告するとともに

に、管轄警察署の行政対象暴力対策担当者に届出を行わなければならない。ただし、急を要し、当該不当介入等報告・届出書を提出できないときは、口頭により報告することができる。この場合は、後日、不当介入等報告・届出書を各々提出するものとする。

(7) 受注者は、第7条第2項ただし書により、第三者に再委託を行う場合、受注者が委任し、又は請け負わせようとする受任者又は下請負人の名称、委任し又は請け負わせる業務の内容、その他関西広域連合が必要とする事項を書面により関西広域連合に通知し、関西広域連合の承認を得て業務の一部を第三者に委任し、又は請け負わせなければならない。さらに、業務の一部を第三者に委任し、又は請け負わせるときは、次の①から④までを遵守しなければならない。

①受注者は、構成府県の規定する入札参加停止要綱等に基づく入札参加停止措置を受けている者又は措置要件に該当する者（ただし、民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申立て又は会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申立てをしたことにより入札参加停止の措置を受けたものを除く。）並びに関西広域連合暴力団排除措置要綱に基づく入札参加排除措置を受けている者又は第24条第1項第6号から第7号に該当する者を受任者又は下請負人としてはならない。

②受注者は、受任者又は下請負人が、関西広域連合暴力団排除措置要綱第2条第2号に規定する暴力団員又は同条第3号に規定する暴力団密接関係者でないことを表明した誓約書を、それぞれから徴取し、関西広域連合に提出しなければならない。また、受任者又は下請負人が暴力団員及び暴力団密接関係者等から不当介入を受けた場合は、速やかに報告・届出を行うよう当該下請負人等に指導しなければならない。

③受注者は、受任者又は下請負人に対して、本契約に定める守秘事項等を遵守させなければならない。また、受注者は、業務上知り得た個人情報の保護及び業務上使用したデータの適正な取扱いその他当該第三者が遵守すべき事項として関西広域連合が定めた内容を記載した誓約書を、当該第三者のすべての者に提出させなければならない。

④受注者は、受任者又は下請負人の行為すべてについて責任を負うものとし、関西広域連合又は第三者に損害を与えた場合、関西広域連合は契約の解除又は損害賠償の請求をすることができる。

(8) 試験会場となる各施設等業務関係者等との協議等が必要な場合においては、この協議等は、受注者が行うものとする。この場合において、必要に応じて、関西広域連合は受注者に指示し、又はこれに協力する。

(9) 関西広域連合は、受注者に対して有する金銭債権があるときは、受注者が関西広域連合に対して有する保証金返還請求権、契約金額請求権及びその他の債権と相殺することができる。ただし、相殺して、なお不足があるときは、受注者は、関西広域連合の指定する期間内に当該不足額を支払わなければならない。

(10) 受注者は、本仕様書に定めのない事項について、関西広域連合と協議の上、その指示に従って対処すること。また、本仕様書について疑義が生じた場合は、関西広域連合担当者との協議の上、迅速に問題解決を図ること。